	イ　都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用されている移動端末設備に接続される基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備については、予備の電気通信回線を設置すること。この場合において、その伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置すること。	◎＊	—	—	—	
	ウ　電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証等を行うための電気通信設備であつて、その故障等により、広域にわたり電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することができるようにすること。	◎＊	○	—	—	
	エ　伝送路設備を複数の経路により設置する場合には、互いになるべく離れた場所に設置すること。	◎＊	○	○	○	
2　屋外設備						
⑴　風害対策	ア　強度の風圧を受けるおそれのある場所に設置する屋外設備には、強風下において故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	
	イ　風による振動に対し、故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	
⑵　振動対策	地震等による振動に対し、故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	
⑶　雷害対策	雷害が発生するおそれのある場所に設置する重要な屋外設備には、雷害による障害の発生を防止する措置を講ずること。	◎＊	◎＊	○	○	
⑷　火災対策	火災が発生するおそれのある場所に設置する屋外設備には、不燃化又は難燃化の措置を講ずること。	○	○	○	○	
⑸　耐水等の対策	ア　水中に設置する屋外設備には、耐水機能を設けること。	◎	—	◎	—	
	イ　水中に設置する屋外設備には、水圧による故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	—	◎	—	
⑹　水害対策	水害のおそれのある場所には、重要な屋外設備を設置しないこと。ただし、やむを得ない場合であつて、防水措置等を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	
⑺　津波対策	津波のおそれのある場所には、重要な屋外設備を設置しないこと。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。	◎＊	◎＊	◎＊	◎＊	
⑻　凍結対策	凍結のおそれのある場所に設置する屋外設備には、凍結による故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎＊	◎＊	
⑼　塩害等対策	塩害、腐食性ガスによる害又は粉塵による害のおそれのある場所に設置する屋外設備には、これらによる故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎＊	◎＊	
⑽　高温・低温対策	ア　高温度又は低温度の場所に設置する屋外設備は、当該条件下で安定的に動作するものであること。	◎	◎	◎	◎	
	イ　温度差の著しい場所又は温度変化の急激な環境に設置する屋外設備は、当該条件下で安定的に動作するものであること。	◎	◎	◎	◎	
⑾　高湿度対策	高湿度となるおそれのある場所に設置する屋外設備には、耐湿度措置、防錆措置等を講ずること。	◎	◎	◎	◎	
⑿　高信頼度	海底、宇宙空間等の特殊な場所に設置する重要な屋外設備については、高信頼度部品の使用等による高信頼度化を図ること。	◎	—	◎	—	
⒀　第三者の接触防止	ア　設備に第三者が容易に触れることができないような措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	
	イ　とう道等には、施錠等の侵入を防止する措置を講ずること。	◎	◎＊	◎＊	◎＊	
⒁　故障等の検知、通報	ア　重要な屋外設備には、故障等を速やかに検知、通報する機能を設けること。	◎	◎	◎＊	◎＊	
	イ　重要な屋外設備には、故障等の箇所を識別する機能を設けること。	○	○	○	○	
⒂　予備機器等の配備	重要な屋外設備には、予備機器等の適切な配備又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	◎	—	